

学校感染症による出席停止について

保護者 様

千葉県立船橋二和高等学校長
佐々木 清文

学校感染症に罹患している場合、他の生徒に感染する恐れのある間は、学校保健安全法施行規則により登校することができません。お子さまが回復し登校する際、下記の「登校許可書」を主治医に記入していただき、学級担任までご提出ください。

登校許可書

年 組 生徒氏名

下記の疾患またはその疑いで、令和 年 月 日から療養中のところでしたが、他への感染の恐れがないと思われるので、令和 年 月 日から登校して差し支えないことを証明します。

該当疾患に○	疾 患 名	出席停止の期間（以下の基準に基づき、主治医が判断します。）
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質治療終了まで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下・顎下・舌下の各腺の腫脹が発現後5日を経過し、全身状態が良好になるまで。
	風しん（3日ばしか）	発しんが消失するまで。
	水 痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎（はやり目）	
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	
	感染性胃腸炎	
	マイコプラズマ感染症	
	手足口病	
	その他の感染症（	医師が感染のおそれがないと認めるまで。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

担任記入欄	令和 年 月 日 限～	令和 年 月 日まで出席停止
-------	-------------	----------------